

# いじめ防止等のための基本方針

木戸小学校いじめ防止対策委員会

## 1 いじめ防止等のための基本方針策定の目的

いじめ防止対策推進法及び新潟市いじめ防止等のための基本的な方針を踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い支え合い高め合う人間関係を築くことができるよう、学校・保護者・地域が互いに信頼関係を構築しそれぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向け、いじめ防止にむけた対策を総合的かつ組織的に推進することを目的とする。

## 2 いじめの定義

いじめとは、法第2条において次のように規定されており、本校ではこの定義を踏まえていじめの防止等の取組を進めるものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義より、事案が次の4つの要件に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも児童生徒である。
  - ② 加害者と被害者が、一定の人的関係にある。
  - ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
  - ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。
- 「一定の人的関係」とは、同じ学校・学級や部活動に所属するなど、学校内において何らかの関係がある場合に加え、同じ塾やスポーツクラブ等に通っているなど、学校外において何らかの関係がある場合を指す。
- 「心理的又は物理的な影響を与える行為」に当たる、具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。
- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ 金品をたかられる
  - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- 「心身の苦痛を感じている」か否かについては、当該児童生徒の表面的な態度や言葉をもって安易に判断することは避けなければならない。一見すると対等な関係の中で遊んでいるように見える場合や、主観的には些細な行為と判断されるような場合、また、行為を受けていても本人がいじめを否定する場合などがあることから、本人の表面的な態度や言葉だけで、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に当てはまらないと解釈されることのないように努める必要がある。

例えば、児童生徒が気になるあだ名で呼ばれていたり、プロレスごっこなどをしたりして遊んだりふざけたりしているように見えながら、特定の児童生徒のみが技をかけられたりしているような状況、また、物真似などを自ら行っているように見えるものの、実はやらされているような状況は、当該児童生徒がいじめとは認めなくても、いじめではないかと疑う姿勢が求められる。仲間への「おごり」についても同様である。

- 「けんか」についてはいじめとして扱わないものの、表面上「けんか」のように捉えられるものであっても、関係の児童生徒が対等な関係ではない場合など、いじめとして捉えなければならないものがあることに注意が必要である。

### 3 いじめ防止基本方針

- (1) 分かる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない・見逃さない学校づくりに努める。
- (2) すべての教職員がいじめ未然防止・いじめ認知に積極的、組織的に対応するとともに、子どもと共に解決を図る。
- (3) いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、教育委員会、警察、児童相談所等関係機関との連携を積極的に進める。

### 3 いじめ対策委員会の設置

学校全体で子どもの健やかな成長を支えるとともに、子どものいじめの防止に向け、学校全体でいじめを生まない・見逃さない風土づくりに努める。そのため、以下の方針にそって、いじめの防止等に向けて組織的に対応する。

- (1) いじめの防止等に関する取組について協議することを通して、子どもをいじめから守る取組の充実を図る。
- (2) いじめが生じた場合など、必要に応じて、臨時の会議を開催し、問題解決の方針や対応について協議し、対処する。

#### <いじめ対策委員会の構成>

校長・教頭・生活指導主任・特別支援教育コーディネーター・該当学年主任・該当学級担任・養護教諭・教務主任

\*学校運営協議会委員・警察官経験者・市教育委員会ほか

\*「4（5）重大ないじめを受けた児童及び保護者への対応」のうち「重大事態」に該当する場合、構成員となる。

#### 4 いじめ防止等のための方策と対応

##### (1) いじめの防止

- ① 従来の予防的・課題解決的な指導から、子ども一人一人の成長を促す指導により力点を置き、「新潟市の生徒指導」及びいじめ対応リーフレットに基づき、いじめを生まない・見逃さない人間関係・学校風土づくりに努める。
- ② 多面的な児童理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通してすべての児童に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から自律性と社会性をはぐくみ、精神的、社会的な自立を目指す。
- ③ 分かる授業・できる授業、一人一人を大切にし、生かす教育活動により学級・学年・学校の風土をつくり、保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。
- ④ いじめについての指導を年度初めに行い、いじめが重大な人権侵害であり、決して許されないということを児童に確実に理解させるとともに、「いじめをしない、させない、許さない」という意識の醸成に努める。
- ⑤ いじめの問題に対する学校の取組についての理解を促すために、児童生徒や保護者に対していじめの問題に対する学校の考え方、対応の在り方、対応に係る組織等について丁寧に説明する。
- ⑥ いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で児童に接し、児童の人権感覚を育成する。
- ⑦ 教職員の言動が児童一人一人や集団に与える影響は決して小さくないことから、教職員一人一人が自身の発する言葉や振る舞いによって、いじめが助長されることや、いじめが発生しやすい雰囲気がつくられることのないよう、十分注意を払い、児童が安心して生活できる環境づくりに努める。
- ⑧ いじめの問題を題材とした道徳科の授業や、「いじめゼロ」「いじめ見逃しゼロ」を目指す児童会の活動など、児童が主体的にいじめの問題を考え議論したり、いじめの予防や解消に向けて取り組んだりする活動を積極的に進め、いじめ防止に向けた児童の意識向上を図る。
- ⑨ いじめや人権、発達障がい、性別違和（LGBT）等に係る教職員の資質向上のために、校内研修を計画的に実施するとともに、教育委員会等が主催する研修会への教職員の積極的な参加を促す。

##### (2) いじめの早期発見

- ① 児童をよくみる、話をよく聴く、寄り添う、かかわる、毎日必ず笑顔で話しかけたり名前を呼んだりほめたりするなどを積み重ね、児童との信頼関係を築く。  
ア 朝の会で児童相互のかかわりの様子を観察したり話し掛けたりする  
イ 帰りの会で互いのよさを認め合う時間（振り返りタイムなど）を設け、教師評価を加えながら観察したり話し掛けたりする
- ② いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で児童に接し、児童の人権感覚を育成する。
- ③ 児童の話を丁寧に聴き取り、その後の対応についても児童の意向を汲みながら児童と一緒に考え、安心感をもたせる。

- ④ 日常の観察，こまめな記録の積み重ね，アンケート等の活用，教育相談体制の充実等により，いじめの早期発見に努める。

ア いじめアンケートの実施（年３回）を活用する。

（アンケート実施後，コミュニケーションタイムを設け，いじめの有無に関わらず，全児童と面談を行う。）

イ いじめを認知したら，学年主任，生活指導主，管理職に素早く報告する。

（即時，事実確認を行う。速報連絡・共有カードの活用。）

- ⑤ 全教職員で児童の様子を見取り，情報を収集，整理して共有し，組織的な対応に迅速につなげるようにする。

ア 「子どもを知る会」での情報交換（年２回）

イ 生活指導部会で収集した情報を部員に伝達し，共有する（適宜）

ウ 特別支援教育コーディネーターによる，気になる児童の情報まとめ

- ⑥ インターネットや通信型ゲーム機，携帯電話やスマートフォン等を利用した見えにくい「いじめ」にも注意を払う。また，地域から情報が得られるような体制を構築し，いじめの早期発見に役立てる。

### （３）いじめへの対処

- ① いじめを認知したら，特定の教職員で抱え込むことなく，速やかに組織で対応する。その際、いじめを認知した教職員から，管理職に確実に報告が上がる校内態勢を整える。それとともに，「校内いじめ対応ミーティング」を開催し，解決に向けた手順と方針を決定し，共通理解を図るとともに，多方面から情報を収集，整理し，全体像を把握する。
- ② いじめられた児童に対しては，心のケアに努める。また，保護者に対して経過や今後の方針をていねいに説明する。
- ③ いじめた児童に対しては，安易な謝罪で終わらせず，相手の心の痛みを理解させ，今後の生活の仕方を考えさせ，自己決定させる。また，本人の不安定要因への対処を行い，必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。
- ④ 周囲の児童に対しては，自分たちのこととして問題をとらえ，いじめの傍観者にならず一歩踏み出す勇気がもてるようにする。
- ⑤ 校内の組織や教職員だけでなく，保護者の理解，協力（保護者ボランティアなど）を得ながら取り組むとともに，必要に応じて関係機関と連携して取り組む。

### （４）自殺につながる可能性がある場合の対応

- ① 児童が自殺をほのめかすなど，自殺につながる可能性がある場合，「TALK の原則」（Tell：心配していることを伝える，Ask：自殺願望について尋ねる，Listen：気持ちを傾聴する，Keep safe：安全の確保）に基づき，「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の３つの柱で，チーム対応による長期のケアを行う。
- ② いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い，関係する児童への対応を丁寧に行うなどして，いじめの再発防止に努める。

## (5) 重大ないじめを受けた児童及び保護者への対応

重大事態とは、児童がいじめを受けたことにより、以下のような事態に至った場合を指す。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - いじめにより児童が相当の期間※、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- (※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。)

重大事態に係るいじめを受けた児童は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該児童の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、以前にもまして安心して学校生活を送ることができるように支援する。

具体的には、次のような対応や支援を行う。

- ① 学級担任や養護教諭，スクールカウンセラー等によって，心情を丁寧に傾聴する。
  - ② いじめに係る事実関係を明らかにするため，聴き取りを丁寧に行う。
  - ③ いじめの解決に向けて，当該児童の意向を丁寧に聴き取り，望ましい解決方法を共に検討する。
  - ④ 安心して生活できる場や時間などの，学習・生活環境を確保する。
  - ⑤ 不安を取り除き，心の安定を確保するために，スクールカウンセラーによる心のケアを行う。
  - ⑥ 医療機関への受診が必要と判断される場合には，保護者の了解を得て，医療機関の受診を勧める。また，当該児童の保護者については，重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心配や，我が子が重大ないじめを受けたことに対する怒り，いじめを行った児童やその保護者への不信感などを，強く抱いていることが考えられる。このような保護者の心情を察しながら，当該児童の心身の安定に努めるために，保護者に対して次のような対応や支援を行う。
- ・学校の管理下で重大事態が発生した場合は，いじめを起こしてしまったことについて誠実にお詫びをし，対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
  - ・当該児童が受けたいじめに係る事実や，児童の心身の状況について丁寧に説明する。
  - ・いじめの解決に向けて，保護者の意向を丁寧に聴き取り，望ましい解決方法を共に検討する。
  - ・保護者自身が不安を抱いている場合，スクールカウンセラー（SC）、スーパーサポートチーム（SST）、やスクールソーシャルワーカー（SSW）によるカウンセリングを勧める。

(6) いじめを行った児童及びその保護者への対応

いじめを行った児童に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。

当該児童への指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。これにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

また、当該児童の保護者に対しては、我が子の行ったいじめに係る事実をていねいに伝え、その行為の重大さを当該児童生徒と共に認識させるとともに、解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。

その後、子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導、助言する。また、必要に応じて保護者説明会を開催し、より一層の理解と協力を図る。

(平成26年4月1日 策定)

(平成27年8月1日 一部改訂)

(平成28年3月1日 一部改訂)

(平成29年3月31日 一部改訂)

(平成31年4月1日 一部改訂)

(令和3年4月1日 一部改訂)

(令和4年4月1日 一部改訂)

(令和5年4月1日 一部改訂)

(令和6年4月1日 一部改訂)

(令和7年4月1日 一部改訂)